

## ○赴任旅費

### ・概要

- (1) 職員が赴任に伴い、住居を移転して旅行する場合にのみ、赴任旅費として旧在勤地から新在勤地までの普通旅費のほかに移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給する。赴任旅費支給対象となるのは、新規採用者（1日以上の間をあけて再任用された職員を含み、期限付採用、非常勤職員を除く）他の官公庁から割愛により採用した職員、転任（退職後、引き続き再任用された職員を含む）については異動により所属が変更になった職員のほか、在勤公署そのものが移転した場合なども含む。

### ・事務処理

	内 容
赴 任	赴任は、新所属において旅行命令権者が命令する
確 認	車賃等、移転料、着後手当、扶養親族移転料の支給対象か確認する対象であれば必要な添付書類を揃える
作 成	旅行命令（依頼）書を作成し教育事務所へ送付する

### ○赴任旅費

#### (1) 旧在勤地から新在勤地までの片道の旅費

- ① 旧在勤地から新在勤地までの片道の旅費が支給される。
- ② 旅行命令上は通常の交通手段として計算される。

#### (2) 移転料

- ① 赴任に伴い住所又は居所を移転する場合に支給する。
- ② 同一地域内の移転でも、赴任を命ぜられた職員が、公舎に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合は支給される。（条例第27条規則第10条）

<赴任に伴う住所の移転とは>

赴任のために発令日以降に住所を移転することであるが、発令日以前に移転した場合であっても子供の学校の転入学等の事情により人事異動発令日以降の移転であれば、赴任に伴う住所の移転と認められる。（「4月1日付の人事異動に係る赴任旅費支給の特例措置について」（昭和39年9月1日付け39人第200号総務部長通知））

#### (3) 着後手当（条例第23条、第23条の2）

- ① 着後手当の額は、日当定額の2日分及び新在勤地の地域区分に応じた宿泊料定額の2夜分に相当する額を支給する。
- ② 転居後の住宅が借家（貸間を含み、公舎その他規則で定める住宅を除く）の場合は、加算額を支給する。
- ③ やむを得ない事情（前入居者が入居中、ハウスクリーニング等）により、赴任後直ちに借家等に入居することができず、ホテル等に宿泊せざるを得なかった場合は、加算額を支給する。  
ただし、着任日以降の宿泊かつ、ホテル等に支払った宿泊料金が着後手当の定額28,800円を超えている場合に加算額を支給することができる。

#### (4) 扶養親族移転料（条例第24条）

- ① 赴任の際又は赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する際に扶養親族の年齢に応じた定額を支給する。

<旅費条例上の扶養親族>

「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持している者をいう。（旅費条例第2条第1項8）

<扶養親族の移転とは>（運用基準第22条関係）

扶養親族の主体となるべき者（配偶者が扶養親族の場合は配偶者）が住居を移転した場合をいう。したがって、それ以外の扶養親族の個々別々の住居の移転は、「扶養親族の移転」には含まれない。

<支給対象の範囲>

支給対象となる扶養親族の範囲は、次のいずれにも該当する者である。

ただし、赴任を命ぜられた日に胎児であった子が出生し、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に移転した場合は、赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなす。

ただし、別個に住居を移転した場合であっても、就学、病気療養等の事由により赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族の主体となるべき者の居住地に移転した場合は、支給対象の扶養親族とすることができる。（運用基準第24条関係）

<添付書類一覧>

対 象 者	区 分		添 付 書 類
異 動 者	住所移転あり	扶養親族あり	1 移転後の住民票謄本 2 扶養親族認定証明書
		扶養親族なし	1 移転後の住民票抄本
新規採用者 4月1日付け採用  【()内4月1日 付け採用以外の 採用者】	3月1日現在の住所（採用日から起算して30日前の日の住所）と現在の住所が同じ		1 3月1日現在の住所（採用日から起算して30日前の日の住所）の住民票謄（抄）本
		3月1日の住所（採用日から起算して30日前の日の住所）と現在の住所が異なる	扶養親族あり
扶養親族なし	1 3月1日現在の住所（採用日から起算して30日前の日の住所）の住民票謄（抄）本 2 3月1日現在の居所（採用日から起算して30日前の日の居所）の「居住証明書」 ※ 1で確認できない場合のみ添付 3 移転後の住民票謄（抄）本		
着後手当加算額対象者 （転居後の住宅が借家等）			1 着後手当加算額証明書（様式23の1） 2 賃貸契約書及び領収書等の写し ※ 支払った礼金、仲介手数料等の合計額が証明できるものであること
やむを得ない事情により ホテル等に宿泊した場合			1 ホテル等宿泊に係る証明書（様式23の2） 2 宿泊料金の領収書の写し

<留意点>

住民票を取り忘れた場合には、住民票の除票（住民票を異動してからも発行可）を添付する。

扶養親族の移転がある場合には、扶養親族認定証明書を添付するが、給与条例上の扶養親族とではその範囲が異なるので注意が必要となる。

また、旅費条例上、扶養親族となり得る者であっても、「移転」の事実がない者については、当然、対象とならないので、事実を把握のうえ認定する。

特に、「満18歳以上の子」については注意が必要となる。義務教育終了後の学生等の場合は、扶養親族認定証明書の収入月額欄に「無職」とではなく、具体的に「〇〇高校〇年」などと詳しく記入する。

また、夫婦共に県職員の場合は重複しないように注意する。

以 下 余 白